

東京都地域医療構想推進事業（中小病院支援）の概要

1 目的

病床機能の分化・連携を進め、地域包括ケアシステムの推進を図るため、医療機能の強化を行う地域医療を支える医療機関に対し、改修又は増築の施設・設備整備に要する経費の一部を補助します。

2 補助対象者

都内の病院（許可病床200床未満）の開設者で、知事が適当と認めるものです。
ただし、国、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体、地方独立行政法人及び特定地方独立行政法人は除きます。

3 事業内容

病床の機能分化・連携や地域包括ケアシステムの推進に資する次に掲げる医療機能の強化に必要な施設設備整備を行う中小病院（許可病床200床未満）を対象とします。
ただし、老朽化による施設の改修、改築又は建て替え、設備の更新は補助事業の対象外とします。
また、過去に同様の医療機能強化を目的として当該補助金を受けた病院においては、今回提出する事業計画が過去の事業とどのような点が異なるのか説明が必要です。

○医療機能の強化

- ・ 看取り機能の強化
（例）個室化、面談室の整備、特殊浴槽の整備等
- ・ 緩和ケア機能の強化
（例）個室化、面談室の整備、特殊浴槽の整備等
- ・ リハビリテーション機能の強化
（例）リハビリテーション室の増築等
- ・ 在宅療養支援／転退院支援機能の強化
（例）病院救急車の整備、訪問診療を行う医療機関の後方支援に必要な医療機器等

○医療機能の強化とみなされないもの

- ・ 病院の運営に必要な基本的な施設・設備であり、補助の目的とは異なる用途でも広く使用される可能性があるもの
（例）車いす、ベッド、ストレッチャー、CT、MRI、ナースコール等
- ・ 介護保険サービスの提供のために使用されるもの
（例）送迎用車両

4 対象経費

ア 施設整備

病床の機能分化・連携や地域包括ケアシステムの推進に資する医療機能の強化のために必要な改修又は増築に要する工事費又は工事請負費です。

ただし、次に係る費用は対象外となります。

- (ア) 土地の取得又は整地に要する費用
- (イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (エ) 既存建物の買収に要する費用
- (オ) その他整備費として適当と認められない費用（例：可動設備の購入費）

イ 設備整備

病床の機能分化・連携や地域包括ケアシステムの推進に資する医療機能の強化を行うために必要な医療機器等の備品購入費です。ただし、10万円未満の物品については対象外です。

5 補助額の算出方法

まず、下記の基準額と、対象経費の実支出額を比較します。その少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較し、さらにその少ない方の額を選びます。その額に、補助率を乗じた額（千円未満の端数は切り捨て）が補助額となります。

なお、複数年度での実施する事業については、年度での出来高に応じて補助を行います。

〔基準額（施設）〕 以下の基準単価に、各基準面積を乗じて得た額とします。

- ・基準単価 1㎡当たり484,000円/㎡【※令和7年度】
- ・基準面積 看取り機能 35㎡
緩和ケア機能 35㎡
在宅療養支援/転退院支援機能 35㎡
リハビリテーション機能 200㎡

※ 各基準面積は、1機能あたりでの面積となります。複数機能の強化とする場合は組み合わせが可能です。1機能の強化とする場合は各基準面積が上限となります。

（例1）看取り35㎡+緩和ケア35㎡+リハビリテーション200㎡は可。

（例2）看取り35㎡×2は不可（看取り機能の強化のみの場合は35㎡が上限）。

〔基準額（設備）〕 1施設当たり35,000,000円

〔補助率（施設・設備共通）〕 3/4 ※補助率は変動する可能性があります。

6 留意事項

（1）医療機能の強化説明について、次のようなものは補助対象にはなりません。

- ①医療機能の強化について具体的な説明がなされていないもの。
- ②整備内容が直接医療機能の強化に繋がらないもの。

（2）建物の所有権【※施設整備の場合のみ】

土地については借地であっても補助対象となりますが、建物については、すべての建

物（整備区域内外問わず）が、事業計画書提出の時点で開設者の所有であることが補助の条件となります。

※ 建物は、個人が開設する医療機関の場合は、開設者である個人の所有、医療法人等の法人が開設する医療機関の場合は、法人の所有である必要があります。

(3) 土地及び建物に根抵当権が設定されていないこと【※施設整備の場合のみ】

(4) 財産処分の制限

補助を受けて整備した施設には、財産処分の制限がかかります。

当該事業の補助目的から外れた変更を行うことは原則できません。やむを得ず変更する場合には、所定の手続き（場合によっては補助金の返還も含む）を行っていただく必要がありますので、事業計画の検討は慎重をお願いします。

なお、制限期間は鉄筋コンクリート造の病院の場合で39年間とされています。また、補助金返還の必要性は、変更後の施設形態などで変わってきます。

(5) 重複補助の禁止

当該事業での補助金と、対象経費を同じくして他の事業での補助金等を受けることはできません。

(6) 補助事業スケジュール

別紙「令和8年度地域医療構想推進事業（中小病院支援）補助事業スケジュール」参照

(7) 契約締結方法

補助事業に係る工事契約については、当方で定めた契約手続基準の遵守（原則として入札）が必要です。

(8) 契約手続時期

補助事業に係る工事契約については、内示後に入札による業者選定を行った上で、締結することが必要です。

(9) 補助額

補助金は、あくまでも都の予算の範囲内で支出することになります。算出された補助額を保証するものではありませんのでご注意ください。正式な補助金額は事業完了後に交付される、額の確定通知をもって決定します。

(10) 補助事業者の承認

本補助事業については、今回の事業計画の提出を持って実施が決定するものではありません。「補助事業者審査会」にて、事業計画の審査を行い、その結果をもって補助事業者として承認されることが必要です。

(11) その他

この事業概要は、現時点における令和7年度事業に関するものです。都財政の状況等から、今後内容（補助条件、単価、補助率等）を変更する可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

詳細な補助条件及びスケジュール等については、下記担当にご確認ください。

【担当】

東京都保健医療局医療政策部医療政策課

地域医療対策担当 大山

電話：(03)5320-4417（直通）

個人アドレス：Akifumi_Oyama@member.metro.tokyo.jp